

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpoka@town.tottori-hino.lg.jp

「西部隣協・西児連合同研修会」に参加して

指導員 中原純子

演 題 「更生保護と少年非行」

講 師 鳥取県保護観察所 保護観察官 糸田 隆さん(米子駐在官事務所)

7月3日、富有まんてんホールにて「令和8年度西部隣協・西児連合同研修会」に参加しました。30名を超える参加者が会場に集結し、西部隣協会長の挨拶のあと、講演が行われました。

講演をされた鳥取県保護観察所保護監察官の糸田さんは、刑罰の歴史から話を始められました。刑罰は、刑務所に入る人が一人でも減ること、また、入ったらこんな罰があるから罪を犯したらダメだという警鐘を鳴らすために作られたとされています。しかしながら、令和の現在でも犯罪は減少するどころか、増加の一途をたどっているのが現状です。

そんな中でも保護観察官は、刑期を終えて社会復帰を目指す人たちと向き合い、また犯罪を繰り返さないための教育や、社会の一員として自立できるように支援を行い、生活環境を整える役割を担っている大変な仕事だと思いました。また、保護観察官だけでなく、社会復帰を支援する企業や、更生保護を支える周りの人たちの協力もすごいと感じました。

ただ、しっかり更生して人生をやり直して生きてほしいと思う反面、犠牲になった方々のことを考えると、そう簡単に許せるものではないという思いとの葛藤があり、とても難しい課題だと感じながら話を聞いていました。

最後に印象に残ったのは、犯罪を犯した少年本人も悩み苦しんでいるということです。少年の親からは「本人に聞く必要はない」と言われたそうですが、保護観察官は「ちゃんと話をし、本人の口から聞きたい」と説き伏せ、その結果、少年の苦しみを聞き出せたそうです。

少年は、「自分はどのようにカッとなって、自分自身を止められないのか？」と悩み、相手を傷つけた後にはその重大さに苦しみ悩んでいたそうです。そんな気持ちをずっと抱えながら苦悩と闘っている人がいることに、「そんなことがあるのか？そんな人がいるのか？」と思いながらも、その少年の心情を知ることができました。

研修は1時間半の予定でしたが、講演は内容を要約して話されたため、約1時間で終了しました。

【スイーツ作り教室】

日差しが一段と強くなり、いよいよ本格的な夏到来。7月13日、暑い季節にピッタリの、甘くて美味しく食べられて、家庭でも手軽に再現できる「ぷるぷるプリン」「グミ」と、お昼の食事代わりに「手打ちうどん」を作りました。

プリンは湯せんと冷やしの2種類を牛乳パックを利用して作り、グミは可愛い100均容器を利用、うどんは内藤先生が音楽を流し、リズムに合わせて踊りながら足で「ふみふみダンス」をして楽しみながら作りました。自分で作ったものは格別！コシのあるうどんが出来上がり、みんなで美味しく食しました。



◆ 9月の学習講座 ◆

	《内容》
・書道教室 9月5日(土) 13:00～	文化祭等の展示用の書道
・クラフト教室 9月11日(金) 13:00～	バッグ・小物：自由作品作り
・パン作り教室 9月14日(月) 10:00～	惣菜パン・編み込みパン作り
・生け花教室 9月19日(土) 13:30～	自由花型
・創作教室 9月29日(火) 13:00～	墨流し(8月の続き)～デコパージュ

☆場所：下榎交流センター ※材料費がかかる講座もありますので、事前に参加の連絡をお願いします。

【問合せ先】下榎交流センター(電話 72-1191)

農業委員会だより No.119

農地パトロールを実施

7月6日、農地パトロール全体会（利用状況調査）を行いました。農地パトロールは、例年、6月から11月の期間に遊休農地の早期発見と担い手への斡旋等を目的に行っています。今回は、町長、副町長にも同行いただき、農業委員会の活動内容、農地の状況把握及び課題等の共有のため、巡回を行いました。

農地パトロールにおいては、遊休農地と見受けられる農地を発見した場合、主に4つの区分に分類し、対応を協議し、地権者へ意向調査を実施の上、担い手等へ斡旋を行います。

4つの区分

《青区分（耕作中の農地）》

年に1回でも草刈り等の保全管理が行われていれば、耕作中と同じ区分の農地となります。

《緑区分（1年以上放置されている農地）》

農業機械のみで農地復旧が可能な農地。

《黄区分（3年以上放置されている農地）》

農地復旧には、農業機械以外の重機等が必要な農地。

《赤区分（約10年以上放置されている農地）》

再生困難な農地であり、農用地以外の利用を行っても、近隣農地への支障がない農地。

パトロール中、集落へとつながる町道沿いの作付けがされていない小さな農地にて、草刈りが行われている形跡があったことから青区分の農地に分類した際、町長から「収益にならないのに草刈りだけしているのか」と質問がありました。回答として、小さな農地であるため、担い手への斡旋、有効活用が難しい農地であること。しかしながら、近隣農地への虫等の被害防止及び景観保全の観点から、放置する訳にもいかず、最低限の保全管理のみを行っておられるものと推測されること。地域計画に「守るべき農地」として定めることによって中山間地域等直接支払交付金の補助対象地となり、その交付金を活用し保全管理が行われていると推測されること等を説明しました。

農地パトロール後には、意見交換会を行い、守るべき農地の線引きや担い手を優先的に配置するべき地区はどこなのか検討していくべき等の意見交換を行いました。



ジャガイモの収穫交流会

7月15日、ひのっこ保育所にて、園児と農業委員会委員とのジャガイモの収穫交流会を行いました。これは、毎年行っている交流会で、春のジャガイモ植え、夏の収穫、8月にカレーにして食べるまでが恒例の行事となっています。

園児は、ほぐした土の中を素手で掘り、土の固さや匂い、根の張り具合を感じとりながら、ツル先につながる大小のジャガイモを見つけ、収穫を楽しみました。

